

日本健康運動看護学会 健康運動看護師認定制度規約

(趣意)

第1条 この規約は、日本健康運動看護学会における健康運動看護師認定制度（以下「本制度」という。）を定め、目的、名称、認定委員会、認定水準、養成講座プログラム、認定試験受験資格、認定試験、資格認定、資格更新、更新研修プログラム、他学会及び他資格の研修に基づく認定、認定の取り消し、改廃について定めるものである。

(制度設置の目的)

第2条 日本健康運動看護学会では、運動療法を必要とする患者、健康づくり運動あるいは競技スポーツの実践者に対し、看護職として十分なサポートができる専門家を養成するとともに、その質の向上を目的として、健康運動看護師（健康スポーツナース）認定制度を設ける。

(認定委員会)

第3条 健康運動看護師（健康スポーツナース）の認定を行うため、認定委員会を置き、理事長が任命した委員をもって組織する。認定委員会は健康運動看護師の認定を希望する者の資格審査および試験など、資格認定に係ることを行う。

(認定の水準)

第4条 運動療法を必要とする患者、健康づくり運動あるいは競技スポーツの実践者に対し支援するために、看護職として必要な知識と技術を修得し、十分なサポートができる能力を有することを認定水準とする。

(認定のための研修：養成講座プログラム)

第5条 教育検討委員会は養成プログラムとして、第4条の定める認定水準としての知識と技術を伝達するための養成講座を企画し運営する。

(認定試験受験資格)

第6条 本学会員であって、看護師免許（准看護師を含む）を有すること、2年以内に第5条の定める養成講座を修了していることすべてを満たしていることを資格要件とする。

(認定試験)

第7条 認定のための試験を行う。この試験の名称は健康運動看護師認定試験とする。試験実施に関し必要な事項は別に定める。

(認定審査)

第8条 認定委員会は認定審査及び認定試験結果を審議し、理事会に諮り、健康運動看護師を認定する。

(認定証・登録)

第9条 第8条により認定されたものには、日本健康運動看護学会認定健康運動看護師の認定証を交付し、健康運動看護師名簿に登録する。

(認定の更新)

第10条 認定を受けた者は、4年ごとにその資格を更新するものとする。
更新の要件は、別に定める。

(更新研修プログラム)

第11条 教育検討委員会は認定の更新のための研修プログラムとして、第4条の定める認定水準としての知識と技術を維持・向上するための更新研修プログラムを企画し運営する。

(他学会及び他資格の研修に基づく認定)

第12条 認定委員会は、類似の資格制度を有する他学会または本学会員からの申請に基づき、当該学会及び研修が本認定水準に該当するかを審議し、その結果を本学会員に周知する。

(認定の取り消し)

第13条 健康運動看護師が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て、資格を取り消すことができる。登録の抹消は健康運動看護師登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改廃)

第14条 本規約の改廃は、理事会の議を経て総会において承認する。

(附則)

この規約は、令和元年12月14日から施行する。